

東久留米市事務手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条 (現行のとおり)	第1条 (略)
第2条 前条の規定により事務手数料を徴収する事項及びその額は、次に掲げるところによる。	第2条 前条の規定により事務手数料を徴収する事項及びその額は、次に掲げるところによる。
(1) から (24) まで (現行のとおり)	(1) から (24) まで (略)
(25) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで(同法第12条の2において準用する場合を含む。)、 <u>第48条第1項及び第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項又は第126条に規定する次に掲げる事務</u>	(25) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで(同法第12条の2において準用する場合を含む。)又は第126条に規定する次に掲げる <u>証明書の交付</u>
ア 戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>戸籍証明書</u> の交付 1通 450円	ア 戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。イにおいて同じ。)</u> をもつて調製された <u>戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付 1通 450円
イ <u>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行1件 400円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下イ及びエにおいて同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u>	
ウ 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>除籍証明書</u> の交付 1通 750円	イ 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付 1通 750円
エ <u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行1件 700円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行</u>	

を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

オ 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件 350円

カ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件 450円

キ 届出若しくは申請の受理の証明書、戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容の証明書の交付 1通 350円

ク 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について上質紙を用いた場合の証明書の交付 1通1,400円

ケ 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類又は同法第120条の6第1項の届書等情報の内容を表示したものの閲覧 1件 350円

（26）から（28）まで（現行のとおり）

第3条から第9条まで（現行のとおり）

ウ 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件 350円

エ 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付 証明事項1件 450円

オ 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付 1通 350円

カ 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について上質紙を用いた場合の証明書の交付 1通1,400円

キ 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧 1件 350円

（26）から（28）まで（略）

第3条から第9条まで（略）